

## 京都府人権尊重の共生社会づくり施策推進計画（仮称）の策定について

### 1 計画策定の趣旨

国際化、情報化等の社会の変化に伴い、インターネット上の人権侵害など、誰もが加害者にも被害者にもなり得る状況の中で、昨年3月制定の「京都府人権尊重の共生社会づくり条例」に基づき、一人ひとりの尊厳と人権が尊重される共生社会の実現に向け、人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ計画的に実施・展開するための計画を策定するもの

### 2 計画の概要

#### (1) 名 称

京都府人権尊重の共生社会づくり施策推進計画

#### (2) 計 画 期 間

令和8年4月から令和18年3月までの10年間（※必要に応じて見直し）

#### (3) 目指す将来像

「京都府総合計画」に掲げる「誰もが生き生きと暮らし、幸せを実感できる、『人と地域の絆を大切に作る共生の京都府』の実現」に向けて、人権尊重の共生社会づくり施策を推進することにより、人権という普遍的文化を京都府において構築

### 3 パブリックコメント実施結果

(1) 募集期間 令和7年12月15日（月）～令和8年1月9日（金）

(2) 提出意見 22個人・団体 55件

#### (3) 主な意見

- ・一部の外国人観光客のマナー違反等について、外国人全体のイメージの悪化につながるような記載にすべき。  
→ 外国人観光客や外国人住民全体の印象として誤解を与えないよう、「一部地域への観光集中や一部の観光客のマナーの問題なども生じています」に修正
- ・ヘイトスピーチを防止するため、差別の禁止や罰則等の規定を設けるべき。  
→ ヘイトスピーチは断じて許されないとの認識の下、メッセージの発信や、法務局や事業者への削除要請など実効性のある施策に取り組む。
- ・差別を動機として発生した具体的な事件について記載すべき。  
→ 実際に発生した事件の紹介も盛り込んだ、ヘイトスピーチに関する啓発冊子の作成など、様々な方法による教育・啓発活動に取り組む。
- ・実効性のある相談体制の整備が必要  
→ 相談機関のネットワーク強化を図るとともに、相談手法や時間・場所の工夫、相談環境の配慮等、相談体制の整備を進める。

### 4 中間案からの主な修正点

- ・外国人観光客や外国人住民全体の印象として誤解を与えないよう、「一部地域への観光集中や一部の観光客のマナーの問題の発生」に修正
- ・部落差別に係る「差別されない人格的利益」の法的根拠について、憲法第13条を追記
- ・性的マイノリティに係る性別変更要件に関連する最高裁判決（2023年（令和5年））を追記